

■愛知県岩田住宅PFI方式整備事業 実施方針に関する質問に対する回答

No	該当箇所						質問内容	質疑回答	
	頁	数字	(数字)	カナ	(カナ)	英字			(英字)
1	2	1	(1)	オ	(ウ)	a	(b)	過去の測量調査、地質調査、PCB含有調査、アスベスト含有材など使用状況調査の資料がありましたら公表をお願い致します。	入札公告時に、県において実施した調査資料をお示しします。
2	2	1	(1)	オ	(ウ)	a	(b)	事前調査業務の中に周辺家屋調査がありますが、貴県にて想定されている範囲がございましたらご教示頂けますでしょうか。9号棟、13号棟、16号棟など既設県営住宅についてはどのようにお考えでしょうか。	周辺家屋調査については、工事方法や工事車両の経路等の検討に必要な範囲を総合的に判断して、特定事業者で調査範囲を決定してください。なお、既存住棟については基本的に調査は必要ないと考えます。
3	2	1	(1)	オ	(ウ)	a	(c)	解体予定の既存住棟、既存工作物等の図面がありましたら公表をお願い致します。	入札公告時に可能な範囲でお示しします。
4	2	1	(1)	オ	(ウ)	a	(c)	団地全体の既存インフラ資料（埋設物、架線等）がありましたらご提示をお願い致します。	入札公告時に可能な範囲でお示しします。
5	2	1	(1)	オ	(ウ)	a	(d)	敷地測量図等のCADデータのご提示をお願い致します。	入札公告時に可能な範囲でお示しします。
6	2	1	(1)	オ	(ウ)	a	(d)	BIMデータの作成等は必須条件との認識でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	2	1	(1)	オ	(ウ)	a	(d)	BIMデータの作成等とありますが、意匠、構造、設備など、どこまでの情報入力が求められますか。また出力形式の指定がございますか。	入札公告時に公表する要求水準書においてお示しします。
8	17	4	(2)					一団地認定の変更申請をするにあたり、認定を受けた時の認定書や認定申請書の写し等の資料を拝借することは可能でしょうか。	入札公告時に可能な範囲でお示しします。
9	17	4	(2)					既存住棟の入居状況について資料のご提示をお願い致します。入居率や入居人数、世帯数、世帯構成、年齢層、外国人入居率、国籍別人数等。	入札公告時に可能な範囲でお示しします。
10	17	4	(3)					事業期間中、事業用地外の既存住棟内空き住戸や空き駐車場区画を、工事現場事務所や工事用駐車場、資材置き場としてお借りすることは可能でしょうか。可能であればその場所（範囲）・台数等をご教示いただけますでしょうか。	特定事業者にて関係者と協議してください。
11	17	4	(4)					別紙－5 入居者移転計画に示されている移転等期間として概ね5か月との記載がございますが、その間の監理技術者は専任期間に含まれますか。	一定の要件を満たした上で、「工事を全面的に一時中止している期間」を書面により明確にした場合は、その期間は代表企業の監理技術者を専任で配置しないことも可能です。
12								別紙－1 リスク分担表 県営住宅整備業務 建設物価変動リスクについて基準をお示しいただけませんかでしょうか。	物価変動率による対価の調整方法については、入札公告時に公表する特定事業契約書（案）においてお示しします。
13								別紙－3 事業用地と事業用地外との境界を示す境界杭や境界線の位置は、寸法値や座標値、図示、写真等で明示していただけますようお願い致します。	入札公告時に可能な範囲でお示しします。
14								別紙－3 事業用地の北東と東に隣接している道路は、団地の構内道路と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15								別紙－4 団地全体の整備基本計画があればご提示をお願い致します。	入札公告時に可能な範囲でお示しします。
16								別紙－5 本事業の工事は、完全週休二日制の対象工事でしょうか。	今のところ、完全週休二日制の対象ではありませんが、労働基準法等の関係法令を遵守してください。
17								別紙－5 事業用地内の所有者不明の残置物は、貴県にて処分していただけると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18								別紙－5 建替住棟等の管理開始後の移転等期間が概ね5ヶ月を要するとのことですが、その期間を短くする可能性はありますでしょうか。	標準的には、概ね5ヶ月を要するものと想定しています。
19								別紙－5 上記の移転等期間内は休工とすることが可能でしょうか。	工事を全面的に一時中止している期間を、県との協議のうえ書面により明確にした場合は可能です。
20								別紙－5 事業用地内の既存住棟の用途廃止予定時期をご教示いただけますでしょうか。また、移転等期間の概ね5ヶ月の内に用途廃止時期が含まれていると考えてよろしいでしょうか。	14号棟及び15号棟は2025年7月頃の用途廃止、11号棟及び12号棟は建替住棟の管理開始の概ね5か月後の用途廃止を想定しています。
21								別紙－5 事業期間中の11号棟と12号棟の入居者用の駐車場・駐輪場は、事業用地外で確保していただけると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。